

独立行政法人労働者健康福祉機構業務方法書新旧対照表（案）

改正案	現 行
目次 第3章 施設の設置及び運営の基準 第2節 労災疾病研究センター及び<u>治療就労両立支援センター</u> （第14条―第19条） 第6節 <u>産業保健総合支援センター</u>（第30条・第31条） （業務の種類） 第4条 機構は、機構法第12条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる業務を行うものとする。 （1）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第29条第1項第1号に規定する療養に関する施設として、労災病院（看護専門学校含む。）、労災疾病研究センター、<u>治療就労両立支援センター</u>、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの設置及び運営 （2）削除 （3）労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設として、<u>産業保健総合支援センター</u>の設置及び運営 （4）及び（5） 削除 （6）～（9） （略） 2 （略）	目次 第3章 施設の設置及び運営の基準 第2節 労災疾病研究センター及び<u>勤労者予防医療センター</u> （第14条―第19条） 第6節 <u>産業保健推進センター</u>（第30条・第31条） （業務の種類） 第4条 機構は、機構法第12条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる業務を行うものとする。 （1）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第29条第1項第1号に規定する療養に関する施設として、労災病院（看護専門学校含む。）、労災疾病研究センター、<u>勤労者予防医療センター</u>、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの設置及び運営 （2）削除 （3）労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設として、<u>産業保健推進センター</u>の設置及び運営 （4）及び（5） 削除 （6）～（9） （略） 2 （略）

第2節 労災疾病研究センター及び治療就労両立支援センター

(治療就労両立支援センターの業務)

第16条 治療就労両立支援センターにおいては、事業主に使用される労働者（次条において「労働者」という。）の健康確保並びに傷病による休業等からの職業復帰及び治療と就労の両立（以下この条において「復職及び両立」という。）に資するため、作業態様と疾病の発症との因果関係の情報の収集及び調査研究、作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止並びに復職及び両立に関する相談及び指導等に係る事例の収集・集積その他の情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(削除)

(削除)

(削除)

2 前項に規定するほか、治療就労両立支援センターにおいては、医療従事者等に対する前項の業務により得られた情報等の提供及び他の医療機関等と連携して実施する医療従事者等に対する支援を行うものとする。

(治療就労両立支援センターの設置)

第17条 治療就労両立支援センターを設置するに当たっては、特に当該地域における労働者の作業関連疾患の状況、医療機関の設置状況

第2節 労災疾病研究センター及び勤労者予防医療センタ
二

(勤労者予防医療センターの業務)

第16条 勤労者予防医療センターにおいては、事業主に使用される労働者（第2号及び次条において「労働者」という。）の健康確保に資するため、作業関連疾患に係る予防医療上必要な次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 労災保険法第26条第2項第2号に規定する特定保健指導を行う地域の医師、保健師に対する保健指導の能力の向上のための研修

(2) 作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止に関する労働者に対する健康相談及び指導

(3) 作業態様と疾病の発症との因果関係及び当該疾病の増悪の防止に関する情報の収集及び調査研究

2 前項に規定するほか、勤労者予防医療センターにおいては、医療機関及び産業医等に対する前項第3号の業務により得られた情報等の提供並びに他の医療機関等と連携して実施する産業医及び事業主に対する支援を行うものとする。

(勤労者予防医療センターの設置)

第17条 勤労者予防医療センターを設置するに当たっては、特に当該地域における労働者の作業関連疾患の状況、医療機関の設置状況等

等を考慮しなければならない。

（健康相談及び指導の費用）

第18条 治療就労両立支援センターの健康相談及び指導の費用は、その原価等を考慮して定めるものとする。

（勤労者医療の中核的役割の推進）

第19条 勤労者医療の中核的役割の推進を図るため、労災疾病研究センターにおける臨床研究機能、治療就労両立支援センターにおける予防活動機能及び復職・両立支援機能等を集約し、勤労者医療総合センターと称して各機能を組織的・計画的に運営する。

第6節 産業保健総合支援センター

（産業保健総合支援センターの業務）

第30条 産業保健総合支援センターにおいては、事業主に使用される労働者の健康管理、健康教育その他の健康に関する事項に係る業務（以下「産業保健業務」という。）についての知識及び技能に関し、事業主、産業医その他の産業保健業務を行う者に対して次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 産業保健業務に関し必要な研修及び同種の研修を実施する団体に対する支援
- （2） 産業保健業務に関する情報の収集及び整理並びに調査研究並びにこれらの情報の提供
- （3） 産業保健業務に関する相談その他の援助

を考慮しなければならない。

（健康相談及び指導の費用）

第18条 勤労者予防医療センターの健康相談及び指導の費用は、その原価等を考慮して定めるものとする。

（勤労者医療の中核的役割の推進）

第19条 勤労者医療の中核的役割の推進を図るため、労災疾病研究センターにおける臨床研究機能、勤労者予防医療センターにおける予防活動機能等を集約し、勤労者医療総合センターと称して各機能を組織的・計画的に運営する。

第6節 産業保健推進センター

（産業保健推進センターの業務）

第30条 産業保健推進センターにおいては、事業主に使用される労働者の健康管理、健康教育その他の健康に関する事項に係る業務（以下「産業保健業務」という。）についての知識及び技能に関し、産業医その他の産業保健業務を行う者に対して次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 産業保健業務に従事する者に対する産業保健業務に関し必要な研修及び同種の研修を実施する団体に対する支援
- （2） 産業保健業務に関する情報の収集及び整理並びに調査研究並びに産業保健業務に従事する者に対するこれらの情報の提供
- （3） 産業保健業務に従事する者に対する産業保健業務に関する相談

(4) 産業医の選任義務のない事業主に対する産業保健業務に関する相談、情報の提供その他の援助 (5) 産業保健業務に関する広報及び啓発 (産業保健総合支援センターの設置) 第31条 産業保健総合支援センターを設置するに当たっては、特に当該地域における労働者の健康障害の状況、産業保健業務を行う者の数等を考慮しなければならない。 (管理事務の停止) 第58条 機構は、前条の規定による立替払賃金に係る債権（以下この章において「賃金債権」という。）であって求償後相当の期間を経過してもなお支払われていないものについては、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、以後保全及び取立てに関する事務を行うことを要しないものとして整理することができる。 (1) 事業主が賃金の支払の確保等に関する法律施行令第2条第1項第4号に掲げる事由に該当していること。 (2)～(3) (略) 2 (略) (競争入札その他契約に関する基本的事項) 第67条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告をして申込みさせることにより競争に付すものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他別に定める場合	(4) 産業医の選任義務のない事業場に対し国からの委託を受けて産業保健業務を行う団体に対する産業保健業務に関する助言その他の援助 (5) 事業主に対する産業保健業務に関する広報及び啓発 (産業保健推進センターの設置) 第31条 産業保健推進センターを設置するに当たっては、特に当該地域における労働者の健康障害の状況、産業保健業務を行う者の数等を考慮しなければならない。 (管理事務の停止) 第58条 機構は、前条の規定による立替払賃金に係る債権（以下この章において「賃金債権」という。）であって求償後相当の期間を経過してもなお支払われていないものについては、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、以後保全及び取立てに関する事務を行うことを要しないものとして整理することができる。 (1) 事業主が賃金の支払の確保等に関する法律施行令第2条第1項第5号に掲げる事由に該当していること。 (2)～(3) (略) 2 (略) (競争入札その他契約に関する基本的事項) 第67条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告をして申込みさせることにより競争に付すものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他別に定める場合
--	---

は、指名競争又は随意契約によることができる。

2 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）（平成26年条約第●号）その他の国際約束の対象となる契約については、機構が定めた調達手続によるものとする。

附 則（平成26年 月 日）

（施行期日）

第1条 この変更は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第67条第2項の変更は、改正協定が日本国について効力を生じる日から施行する。

（国際約束の適用を受ける契約に関する経過措置）

第2条 第67条第2項の変更規定の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、なお従前の例による。

は、指名競争又は随意契約によることができる。

2 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）その他の国際約束の対象となる契約については、機構が定めた調達手続によるものとする。